

少年院在院者への高等学校教育機会の提供に向けた検討会 における検討状況について

令和 2 年 6 月 25 日、法務省において、「少年院在院者への高等学校教育機会の提供に向けた検討会」が設置され、文部科学省、全国高等学校通信制教育研究会、複数の通信制高等学校と協力しつつ、少年院在院者への高等学校教育機会の提供に向けた方策を検討中。

検討の背景

- 少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行っている¹。
 - 我が国の高等学校進学率は 98.8%であり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にある一方で、平成 30 年の少年院入院者 2,108 人のうち、533 人 (25.3%) が中学校卒業後に高等学校に進学していない。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の 862 人 (40.9%) が高等学校を中退している状況にある。
 - さらに、少年院出院後については、平成 30 年の出院者 2,156 人のうち、復学・進学が決定した者が 152 人 (7.1%) である一方で、進学を希望したが進学先の決まらない者が 295 人 (13.7%) であり、希望するものの進学できない出院者が一定数存在することも確認される。また、仮出院者の再処分率については、平成 29 年度では、無職は 44.8%である一方で、学生・生徒は 8.5%であり、学生・生徒の再処分率は大幅に低いことが把握される。
 - こうした現状等を踏まえ、個々の少年の将来の可能性を広げ、出院後の円滑な社会復帰を図るため、高等学校での学習を希望する少年院在院者に対して、高等学校教育の機会を在院中から提供するとともに、出院後も学びを継続していくための方策について、以下の論点を中心に検討が進められている²。
 - ① 在院者の通信制高校の編入学と出院後の継続的な在籍に向けた方策
 - ② 少年院における矯正教育の高等学校における単位認定に向けた方策
 - ③ その他少年院と通信制高校との連携方策
- (※) 以下では、学校教育制度と特に関わりの深い、上記②の論点を中心に扱う。

¹ 参考資料 2-1 「明日につなぐ (少年院のしおり)」参照。なお、少年刑務所は有罪判決が確定した人 (受刑者) を収容した上で刑を執行する施設である一方で、少年院は保護処分の 1 つである少年院送致によって少年に対して教育を行う施設であり、刑を執行する刑務所とは性質が異なる点に留意が必要。少年院在院者の特性等として、例えば多摩少年院では、入院時年齢は 18 歳及び 19 歳が 85.6%、非行内容は窃盗 (25.2%)、詐欺 (19.4%)、傷害 (16.5%) の順となっており、10 年前と比較して全体に占める詐欺 (いわゆる特殊詐欺の出し子や受け子等) の割合は 2.5 倍となっている (法務省 HP 「多摩少年院の概要」(<http://www.moj.go.jp/content/001238658.pdf>) 参照)。

² 少年院在院者への高等学校教育機会の提供に向けた検討会は、これまで令和 2 年 6 月 25 日に第 1 回会議が開催された後に、少年院及び通信制高等学校の実務者レベルの作業部会が 7 月・8 月に 2 回開催され、具体的な両者の連携の在り方について検討が進められている。

少年院における矯正教育の単位認定

- 少年院では、少年院法第30条の規定に基づき、在院者の年齢、心身の障害の状況及び犯罪的傾向の程度、在院者が社会生活に適応するために必要な能力など、一定の共通する特性を有する在院者の類型（計16類型）ごとに、その類型に該当する在院者に対して行う矯正教育の重点的な内容及び標準的な期間について、法務大臣が「矯正教育課程」として定めている³。

さらに、各少年院は、実施すべき矯正教育課程について法務大臣から指定を受け、当該矯正教育課程ごとに、「少年院矯正教育課程」を定めている。その上で、各少年院は、在院者がその少年院に入院したときは、その在院者が履修すべき矯正教育課程を指定するとともに、一人一人の特性に応じた矯正教育の目標、内容、期間、実施方法を具体的に定める「個人別矯正教育計画」を策定している。

こうした仕組みを通じて、少年院においては、在院者の特性に応じて計画的・体系的・組織的に矯正教育が実施することができる体制が確保されている。

- 少年院における矯正教育の内容としては、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導を適切に組み合わせ、体系的かつ組織的に行うとともに、処遇の段階に応じた段階的、発展的なものとなるよう配慮することとされている⁴。

教科指導では、高等学校への復学や大学進学等を希望する者に対しては、高等学校の学習指導要領に準拠した教科に関する指導を行うとともに、当該教科指導の実施に当たっては、学校に在籍する在院者については在籍校及びその設置者である教育委員会と連携し、在籍校の指導カリキュラムや教材等の情報提供を受けるなどして、在院者に対し、在籍校が実施している教科の内容に応じた教科指導を実施することができるよう努めるものとされている⁵。

加えて、こうした高等学校教育指導の他にも、全108単位時間から体系的に構成され、有為な職業人としての一般的な知識及び態度並びに職業選択能力及び職場適応能力の習得を目的とした職業生活設計指導や、各種スポーツ・ダンス等を通じて、健全な身体の発達を促し、運動能力や健康で安全な生活を営む能力を育成することを目的とした体育指導など、少年院では様々な矯正教育が実施されている現状にある。

- 一方で、少年院を出院し、高等学校に復学・転入学した後は、仮に少年院で高等学校教育に相当する内容の指導を受けていても、高等学校において当該内容を改めて履修・修得しなければならず、生活のために就労が求められる生徒等にとっては、その点が負担となり、結果として高等学校の卒業までには至らない場合も見受けられる。

こうした状況を踏まえ、少年院における学びを評価し、個々の生徒の学習意欲を高めるとともに、出院後の高校卒業に向けた学習上の二重負担を軽減する観点から、少年院における矯正教育について、復学・転入学する高等学校の学校長が十分な教育効果を有するものとして認める場合には、当該高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を付与する方策を、必要に応じて制度改正を実施することも視野に含めて検討中。

³ 参考資料2-2「矯正教育の概要」2頁参照。このほか、矯正教育課程に関する訓令（平成27年法務省矯正訓第2号大臣訓令）（<http://www.moj.go.jp/content/001321781.pdf>）や「矯正教育課程に関する訓令の運用について（依命通達）」（平成27年5月14日付け法務省矯少第92号）（<http://www.moj.go.jp/content/001151846.pdf>）等を参照。

⁴ 「矯正教育の内容について（通達）」（平成27年5月14日付け法務省矯少第91号）（<http://www.moj.go.jp/content/001151833.pdf>）参照。

⁵ 文部科学省からも、「高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）」（平成30年3月30日付け29文科初第1784号）のとおり、少年院の矯正教育における高等学校に準ずる教科に関する指導が適切に行われるよう、高等学校学習指導要領の改正の際にはその旨を通知している。

【参照条文】

○少年院法（平成26年法律第58号）

第23条 矯正教育は、在院者の犯罪的傾向を矯正し、並びに在院者に対し、健全な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び能力を習得させることを目的とする。

2 矯正教育を行うに当たっては、在院者の特性に応じ、次節に規定する指導を適切に組み合わせ、体系的かつ組織的にこれを行うものとする。

（生活指導）

第24条 少年院の長は、在院者に対し、善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる知識及び生活態度を習得させるため必要な生活指導を行うものとする。

2・3 （略）

（職業指導）

第25条 少年院の長は、在院者に対し、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるため必要な職業指導を行うものとする。

2～4 （略）

（教科指導）

第26条 少年院の長は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める義務教育を終了しない在院者その他の社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる在院者に対しては、教科指導（同法による学校教育の内容に準ずる内容の指導をいう。以下同じ。）を行うものとする。

2 少年院の長は、前項に規定するもののほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる在院者に対し、その学力の状況に応じた教科指導を行うことができる。

（学校の教育課程に準ずる教育の教科指導）

第27条 教科指導により学校教育法第一条に規定する学校（以下単に「学校」という。）のうち、いずれかの学校の教育課程に準ずる教育の全部又は一部を修了した在院者は、その修了に係る教育の範囲に応じて当該教育課程の全部又は一部を修了したものとみなす。

2 少年院の長は、学校の教育課程に準ずる教育について教科指導を行う場合には、当該教科指導については、文部科学大臣の勧告に従わなければならない。

（体育指導）

第28条 少年院の長は、在院者に対し、善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる健全な心身を培わせるため必要な体育指導を行うものとする。

（特別活動指導）

第29条 少年院の長は、在院者に対し、その情操を豊かにし、自主、自律及び協同の精神を養うことに資する社会貢献活動、野外活動、運動競技、音楽、演劇その他の活動の実施に関し必要な指導を行うものとする。

（矯正教育課程）

第30条 法務大臣は、在院者の年齢、心身の障害の状況及び犯罪的傾向の程度、在院者が社会生活に適応するために必要な能力その他の事情に照らして一定の共通する特性を有する在院者の類型ごとに、その類型に該当する在院者に対して行う矯正教育の重点的な内容及び標準的な期間（以下「矯正教育課程」という。）を定めるものとする。

(各少年院における矯正教育課程の指定)

第31条 法務大臣は、各少年院について、その少年院において実施すべき矯正教育課程を指定するものとする。

(少年院矯正教育課程)

第32条 少年院の長は、その少年院が前条の規定により実施すべき矯正教育課程の指定を受けたときは、法務省令で定めるところにより、当該矯正教育課程ごとに、少年院矯正教育課程を定めるものとする。

2 前項の少年院矯正教育課程には、第十六条に規定する処遇の段階ごとに、当該少年院における矯正教育の目標、内容、実施方法及び期間その他矯正教育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(在院者の矯正教育課程の指定)

第33条 少年院の長は、在院者がその少年院に入院したときは、できる限り速やかに、家庭裁判所及び少年鑑別所の長の意見を踏まえ、その在院者が履修すべき矯正教育課程を指定するものとする。

2 少年院の長は、必要があると認めるときは、少年鑑別所の長の意見を聴いて、在院者に係る前項の矯正教育課程を変更するものとする。

(個人別矯正教育計画)

第34条 少年院の長は、前条第一項の規定により在院者が履修すべき矯正教育課程を指定したときは、その者に対する矯正教育の計画（以下「個人別矯正教育計画」という。）を策定するものとする。

2 個人別矯正教育計画には、第三十二条第一項の少年院矯正教育課程に即して、在院者の特性に応じて行うべき矯正教育の目標、内容、実施方法及び期間その他矯正教育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

3 少年院の長は、個人別矯正教育計画を策定しようとするときは、家庭裁判所又は少年鑑別所の長の意見があるときはこれらの意見を踏まえるとともに、できる限り在院者及びその保護者その他相当と認める者の意向を参酌しつつ、在院者との面接その他の適当な方法による調査の結果に基づき、これを策定するものとする。

4 少年院の長は、第一項の規定により個人別矯正教育計画を策定したときは、速やかに、その内容を、在院者に告知し、及びその保護者その他相当と認める者に通知するものとする。

5 少年院の長は、必要があると認めるときは、在院者に係る第一項の個人別矯正教育計画を変更するものとする。

6 第二項から第四項までの規定は、前項の規定による個人別矯正教育計画の変更について準用する。

(成績の評価及び告知等)

第35条 少年院の長は、在院者について、矯正教育の効果を把握するため、法務省令で定めるところにより、成績の評価を行うものとする。

2 前項の成績の評価は、法務省令で定めるところにより、個人別矯正教育計画において定められた矯正教育の目標の達成の程度その他の法務省令で定める事項に関し、総合的に行うものとする。

3 少年院の長は、第一項の成績の評価を行ったときは、速やかに、その結果を、在院者に告知し、及びその保護者その他相当と認める者に通知するものとする。

4 少年院の長は、前項に規定する通知をする場合その他相当と認める場合には、在院者の保護者その他相当と認める者に対し、その在院者の生活及び心身の状況を通知するものとする。